令和　　　　年　　　月　　　日

外務省

申請者住所

申請団体名

申請団体代表者

誓　　約　　書

　今般、　　　　　　　　　主催の事業　　　　　　　　　　　　　　　　　　について、外務省から「日・パプアニューギニア外交関係樹立５０周年記念事業」としての認定を得た際には、下記事項を遵守することを誓約します。

　なお、本誓約に違反した場合には、交付認定取消しの措置を受けても異存はありません。

記

1. 事業が申請当時の内容から変更になる場合には、速やかに外務省アジア大洋州局大洋州課又は在パプアニューギニア日本国大使館に報告する。
2. いかなる場合においても次の各項目に該当する事業を実施しない。

（１）　公序良俗に反する事業。

（２）　日本の法令に違反する又は違反するおそれのある事業。

（３）　「日・パプアニューギニア外交関係樹立５０周年記念事業」の目的に合致しない事業。

（４）　特定の主義、政治的な主張又は宗教の普及を目的とする事業。

（５）　公益性に乏しい事業。

（６）　営利を主たる目的とした事業。

３．「日・パプアニューギニア外交関係樹立５０周年記念事業」のロゴマークの縦横比や色、デザインを変更しない。また、同ロゴマークを認定された事業以外に使用しない。

以上